

新湊川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

武庫川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

市川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

夢前川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

千種川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

矢田川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

野島川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

三原川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

本庄川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

洲本川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。

楠本川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

公開方針（案）

協議の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議の場で定める。

1. 会議の公開

協議の場は原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議の場に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、原則、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料及び議事要旨については公開を原則とする。

議事要旨については、協議の場開催後、構成員全員の確認完了後に公表する。

会議資料および議事要旨の公開は、兵庫県のホームページに掲載することにより行う。